

## 土浦市立図書館ホームページバナー広告掲載取扱要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、土浦市立図書館がインターネット上に公開している土浦市立図書館ホームページ（以下「ホームページ」という。）への広告の掲載について、土浦市広告掲載要綱（平成19年土浦市告示第212号）及び土浦市広告掲載詳細基準要項（平成19年土浦市告示第213号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (広告の種類)

第2条 ホームページに掲載する広告は、バナー広告（以下「広告」という。）とする。

### (広告掲載期間)

第3条 広告を掲載する期間（以下「掲載期間」という。）は1か月を単位とする。

2 掲載期間は、同一年度内で複数の月数とすることができる。

3 広告の掲載を開始する日は月の初日とし、広告の掲載を終了する日は月の末日とする。ただし、第13条第1項本文の規定により掲載期間を延長した場合、第14条第1項の規定により広告の掲載の決定を取り消す場合又は第15条第1項の規定により広告掲載を取り下げる場合はこの限りでない。

### (広告の掲載位置、掲載枠数、規格等)

第4条 広告を掲載する位置、広告を掲載する枠数（以下「掲載枠数」という。）、規格等については、別に定める土浦市立図書館ホームページバナー広告仕様書（以下「仕様書」という。）によるものとする。

### (広告掲載料)

第5条 広告掲載料は、原則として1枠当たり月額5,000円（消費税及び地方消費税を含む。）とする。

### (広告の掲載の募集)

第6条 広告の掲載の募集（以下「募集」という。）は、原則として公募によるものとする。ただし、公募の結果予定応募者数に満たないとき、公募するいとまがないとき、継続の希望等により予定応募者数が確実に見込まれるときその他公募以外の方法によることが適当と認められるときは、公募によらないことができるものとする。

2 募集は、年度当初等に広告枠を新たに設置したとき又はこれに空きが生じたときに、土浦市ホームページ、ホームページ及び市広報紙へ掲載する等の方法により行うものとする。

### (広告の掲載の申込み)

第7条 広告を掲載しようとする者（以下「申込者」という。）は、土浦市立図書館ホームページ広告掲載申込書（様式第1号）により教育長に申し込まなければならない。

2 前項の規定による申込みをする場合において、複数月の期間の申込みをするときは、年度を越えることはできない。

3 教育長は、必要に応じて、申込者に対し、資料の提出を求めることができる。

### (広告の掲載の決定)

第8条 教育長は、前条第1項の規定による申込みがあったときは、広告の掲載の可否を決定し、土浦市立図書館ホームページ広告掲載申込審査結果通知書（様式第2号）によ

り、申込者に通知するものとする。

2 教育長は、広告の掲載を適当と認める申込みが掲載枠数を超える場合は、次に掲げる順位により決定する。この場合において、同順位に複数の申込者がいるときは広告の掲載希望期間が長いものを優先するものとし、広告の掲載希望期間が同一のときは申込みの受付順によるものとする。

第1順位 公社、公団、公益法人又はそれに類するもの

第2順位 公共的性格のある法人で、市内に事業所等を有するもの

第3順位 第1順位及び第2順位に掲げるもの以外の法人又は自営業者で市内に事業所等を有するもの

第4順位 第1順位から第3順位までに掲げるもの以外の法人又は自営業者等

3 広告の掲載の決定を受けた者（以下「広告主」という。）は、掲載の内容及び条件等を記載した承諾書（様式第3号）を教育長に提出する。

（広告掲載料の納付）

第9条 広告主は、教育長が指定する期日までに、市が送付する納入通知書により広告の掲載の決定を受けた期間の広告掲載料の全額を納入しなければならない。

（広告の掲載原稿の作成及び提出）

第10条 広告主は、仕様書に定める規格により広告の掲載原稿（画像データに限る。以下「広告原稿」という。）を作成し、教育長が指定する日までに提出しなければならない。

2 教育長は、提出のあった広告原稿が、ホームページに掲載する広告として適当でない判断したときは、広告主に対して広告原稿の変更を求めることができる。

（広告主の責任）

第11条 広告の内容に関する一切の責任は、広告主が負うものとする。

（広告の変更）

第12条 広告主は、1か月を単位として、掲載する広告の内容又はリンク先アドレスを変更することができる。

2 広告主は、前項の規定により、掲載する広告の内容又はリンク先アドレスを変更しようとするときは、その変更しようとする月の前月20日までに土浦市立図書館ホームページ掲載内容等変更申請書（様式第4号）を教育長に提出して、その承認を得なければならない。

（広告の掲載期間の延長）

第13条 広告の掲載期間中において、市の都合その他の広告主の責めに帰さない理由により広告の掲載ができなかったときは、掲載できなかった日数に応じて掲載期間を延長する。ただし、その日数が1日未満の場合は、掲載期間の延長は行わない。

2 前項の規定により掲載期間を延長した場合において、掲載する広告の数が第4条に規定する掲載枠数を超えたときは、掲載枠数を増やし、延長した広告を掲載する。

3 第1項の掲載できなかった日数が10日間以上にわたり、かつ、掲載期間を延長する必要がない場合は、その掲載できなかった日数について日割計算で算出して得た額をもって清算するものとする。

（広告の掲載の取消し）

第14条 教育長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、広告の掲載の決定を取り消

すことができる。

- (1) 指定する期日までに広告掲載料の納入がなかったとき。
- (2) 指定する期日までに広告原稿の提出がなかったとき。
- (3) 広告主又は広告の内容が不適當であると教育長が判断したとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、ホームページへの広告の掲載が適當でないとして教育長が判断したとき。

2 教育長は、前項の規定により広告の掲載の決定を取り消したときは、土浦市立図書館ホームページ広告掲載取消決定通知書（様式第5号）により、広告主に通知するものとする

（広告掲載の取下げ）

第15条 広告主は、自己の都合により、ホームページの広告掲載を取り下げることができるものとする。

2 前項の規定により広告掲載を取り下げようとするときは、広告主は、取り下げようとする日の1週間前までに、土浦市立図書館ホームページ広告掲載取下げ申出書（様式第6号）により教育長に申し出なければならない。

（広告掲載料の返還）

第16条 納入された広告掲載料は、返還しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、納入された広告掲載料を当該広告主に返還するものとする。

- (1) 第13条第3項の規定による清算をしたとき。
- (2) 第14条第1項第4号の規定による広告掲載の決定の取消しをした場合において、広告主の責めに帰さない事由によるものと認められるとき。

2 前項ただし書の規定により返還する広告掲載料は、同項第1号の規定による場合は清算をした額に基づき算出した額とし、同項第2号による場合は広告の掲載の決定を取り消した日の属する月の翌月以降の広告の掲載に係る広告掲載料の全額とする。ただし、広告の掲載を取り消した日の属する月の広告掲載料については、その取り消した日が当該月の20日以前であるときは、当該月に係る広告掲載料を日割計算で算出して得た額を返還し、その取り消した日が21日以降のときは、返還しないものとする。この場合において、返還する広告掲載料に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とする。

3 第1項ただし書の規定により返還する広告掲載料には利子を付さない。

4 広告掲載料の返還を受けようとする者は、土浦市立図書館ホームページ広告掲載料返還請求書（様式第7号）により教育長に請求するものとする。

（その他）

第17条 この要領に定めるもののほか、広告に関し必要な事項は、仕様書において定めるものとする。

付 則

この要領は、平成23年7月15日から施行する。

（申込先）土浦市教育委員会教育長

（申込者）住所又は所在地

ふ り が な

法人又は団体の名称

ふ り が な

（代表者）氏 名

⑩

電 話 番 号 ( )

F A X 番 号 ( )

電子メールアドレス

（団体にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記入してください。）

土浦市立図書館ホームページ広告掲載申込書

土浦市立図書館ホームページへの広告掲載について、次のとおり申し込みます。

申込者の事業概要	
広告の内容 (広告デザイン案の概要を記入してください。)	
リンク先アドレス	http://
掲載希望期間 ※同一年度内に限ります。 ※申込月の翌月は希望できません。	※希望する月の□に、チェックを入れてください。(掲載期間は、1か月単位です。) □ 4月, □ 5月, □ 6月, □ 7月, □ 8月, □ 9月, □ 10月, □ 11月, □ 12月, □ 1月, □ 2月, □ 3月 計  か月間
掲載希望枠数	枠 / 1か月 ※1枠の大きさは、縦50ピクセル×横150ピクセルです。
申込者連絡先 (名刺の添付に代えても構いません。)	担当部署名・氏名 ※法人の場合は、担当部署名も記入してください。
	電話番号
	電子メールアドレス
添付書類	別紙のとおり ※納税証明書又は市税領収証書の写しのいずれかを添付してください。

様

土浦市教育委員会教育長



土浦市立図書館ホームページ広告掲載申込審査結果通知書

次のとおり決定しましたので通知します。

<p>決 定 区 分</p>	<p><input type="checkbox"/> 希望期間のとおりに掲載します。（掲載期間のとおりに）</p> <p><input type="checkbox"/> 希望期間の一部について掲載します。（掲載期間のとおりに）</p> <p>【理由】</p> <p><input type="checkbox"/> 掲載しません。</p> <p>【理由】</p>
<p>掲 載 枠 数</p>	<p>枠／1か月</p>
<p>掲 載 期 間</p>	<p><input type="checkbox"/> 4月, <input type="checkbox"/> 5月, <input type="checkbox"/> 6月, <input type="checkbox"/> 7月, <input type="checkbox"/> 8月, <input type="checkbox"/> 9月, <input type="checkbox"/> 10月, <input type="checkbox"/> 11月, <input type="checkbox"/> 12月, <input type="checkbox"/> 1月, <input type="checkbox"/> 2月, <input type="checkbox"/> 3月</p> <p>計 　　か月間</p>
<p>掲 載 料</p>	<p>円</p> <p>( 　　　円 × 　　　枠 × 　　　か月 )</p>
<p>条 件</p>	<p>1 広告の内容については、土浦市の指示に従うこと。</p> <p>2 土浦市広告掲載要綱, 土浦市広告掲載詳細基準要項及び土浦市立図書館ホームページバナー広告掲載取扱要領を遵守すること。</p>
<p>備 考</p>	<p>1 広告掲載料納入期限日 年 月 日 ( )</p> <p>2 掲載原稿の提出期限日 年 月 日 ( )</p>

（届出先）土浦市教育委員会教育長

住所又は所在地

法人又は団体の名称

（代表者）氏 名



（団体にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記入記入してください。）

承 諾 書

土浦市立図書館ホームページへの広告掲載に当たり、次の内容について承諾します。

件 名	バ ナ ー 広 告
広告の掲載場所	土浦市立図書館ホームページ
掲 載 枠 数	枠 / 1 か月
掲 載 期 間	<input type="checkbox"/> 4月, <input type="checkbox"/> 5月, <input type="checkbox"/> 6月, <input type="checkbox"/> 7月, <input type="checkbox"/> 8月, <input type="checkbox"/> 9月, <input type="checkbox"/> 10月, <input type="checkbox"/> 11月, <input type="checkbox"/> 12月, <input type="checkbox"/> 1月, <input type="checkbox"/> 2月, <input type="checkbox"/> 3月 計 月 間
広 告 掲 載 料	円（消費税及び地方消費税を含む。）
広告掲載料納入期限	年 月 日 ( )
広告原稿のサイズ	(縦) 50ピクセル × (横) 150ピクセル
広告原稿の容量	8KB以内
掲載原稿の提出期限	年 月 日 ( )
条 件	1 広告の内容については、土浦市の指示に従うこと。 2 土浦市広告掲載要綱、土浦市広告掲載詳細基準要項、土浦市立図書館ホームページバナー広告掲載取扱要領を遵守すること。

（届出先）土浦市教育委員会教育長

住所又は所在地

法人又は団体の名称

（代表者）氏 名

㊞

（団体にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記入してください。）

土浦市立図書館ホームページ広告掲載内容等変更申請書

土浦市立図書館ホームページバナー広告掲載取扱要領第12条の規定に基づき、広告の内容等を変更したいので次のとおり申請します。

変 更 月	<input type="checkbox"/> 年 月分を変更 <input type="checkbox"/> 年 月分以降を変更 <input type="checkbox"/> その他（ ）	
変 更 す る 内 容	<input type="checkbox"/> バナー広告のデザイン <input type="checkbox"/> その他（ ）	
	内容	
リンク先アドレスの変更	変更前アドレス	
	変更後アドレス	
変 更 理 由		
添 付 書 類	<input type="checkbox"/> 広告原稿 <input type="checkbox"/> その他（ ）	

様

土浦市教育委員会教育長



土浦市立図書館ホームページ広告掲載取消決定通知書

次のとおり決定しましたので通知します。

取 消 区 分	<input type="checkbox"/> 広告掲載料が未納 <input type="checkbox"/> 広告原稿が未提出 <input type="checkbox"/> 広告主又は広告内容が不適當 <input type="checkbox"/> その他（ <span style="float: right;">）</span>
	理由
取 消 年 月 日	年 月 日
広告掲載料の返還	<input type="checkbox"/> なし  <input type="checkbox"/> あり 返還金額 円

※ 広告掲載料の返還がある場合は、土浦市立図書館ホームページ広告掲載料返還請求書（様式第7号）を提出してください。



（申出先）土浦市教育委員会教育長

（申出者）住所又は所在地

ふ り が な

法人又は団体の名称

ふ り が な

（代表者）氏 名

⑩

電 話 番 号 ( )

F A X 番 号 ( )

電子メールアドレス

（団体にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記入してください。）

土浦市立図書館ホームページ広告掲載取下げ申出書

土浦市立図書館ホームページへの広告掲載を取り下げたいので、次のとおり申し出ます。

取 下 げ 年 月 日	年 月 日
理 由	

※「取下げ年月日」の欄は、既に広告の掲載をしている場合に記載してください。

（請求先）土浦市教育委員会教育長

（請求者）住所又は所在地

ふりがな

法人又は団体の名称

ふりがな

（代表者）氏名

⑩

電話番号 ( )

FAX番号 ( )

電子メールアドレス

（団体にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記入してください。）

土浦市立図書館ホームページ広告掲載料返還請求書

土浦市立図書館ホームページへの広告掲載料について、次のとおり返還を請求します。

請求金額	円		
請求の理由	1 土浦市立図書館ホームページバナー広告掲載取扱要領第13条第3項の規定による清算をするため。 2 土浦市立図書館ホームページバナー広告掲載取扱要領第14条第1項第4号の規定により広告の掲載を取り消されたため。		
当初決定期間	年 月 日から 年 月 日まで		
返還対象期間	年 月 日から 年 月 日まで		
振込金融機関	金融機関名		本・支店名
	預金種目	1 普通 2 当座	
	店番号		口座番号
	フリガナ 口座名義人 氏名		

※ 振込金融機関の預金口座は、請求者本人のものとしてください。

## 別紙

### 土浦市立図書館ホームページバナー広告仕様書

#### 1 広告掲載料

月額 1 枠 5,000円 (税込み)

#### 2 広告掲載位置及び枠数

トップページの下段 4 枠 (原則)

(掲載枠の位置については指定できません。)

#### 3 広告の規格

サイズ	縦50ピクセル×横150ピクセル
画像データ形式	G I F (アニメーション不可) 又は J P E G で静止画像のみ
容量	8 K B 以内

※ 画像は広告主が作成してください。(作成経費等は、広告主の負担となります。)

※ 広告内容やデザインについては、修正をお願いする場合があります。

#### 4 申込単位及び期間

(1) 暦月で、1か月単位での申込みとなります。

(2) 同一年度内の3月分までの期間を申込みすることができます。(年度をまたいだ期間の申込みはできません。)

#### 5 注意事項及び申込方法

(1) お申込みに当たっては、次の関係資料を必ずご確認ください。

ア 土浦市広告掲載要綱

イ 土浦市広告掲載詳細基準要項

ウ 土浦市立図書館ホームページバナー広告掲載取扱要領

(2) 土浦市立図書館ホームページ広告掲載申込書に必要事項を記入の上、法人又は個人事業者の市税納税状況を確認できるもの(納税証明書又は市税領収証書の写し)を付けて、掲載希望月の1か月前までに、土浦市立図書館まで、持参又は郵送してください。

(3) 提出された申込書をもとに、広告掲載の可否を決定し、土浦市立図書館ホームページ広告掲載申込審査結果通知書、広告掲載料納入通知書(広告掲載の決定を受けた場合のみ)をお送りします。

(4) 広告掲載決定の通知書を受け取られましたら、指定の期日までにバナー広告画像をご提出ください。

また、広告掲載料につきましては、広告掲載の決定を受けた期間の全額を納入してください。

※ お申込み後、掲載希望月の前月20日までに審査結果通知書がお手元に届いていない場合は、ご連絡ください。

#### (5) 掲載できない広告

ア 法令に違反するもの又はそのおそれがあるもの

イ 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの

ウ 政治性又は宗教性のあるもの

エ 風俗営業及び風俗営業類似の業種のもの

オ 市税を滞納している者の広告

カ その他土浦市広告掲載要綱及び土浦市広告掲載詳細基準要項において掲載を認められていないもの

(6) 上記(5)に記載したもののほか、次のいずれかに該当する広告は、掲載いたしません。

ア 閲覧者に不快感を与えるおそれのあるもの

イ 市の情報と錯誤するおそれのある表現、画像等を使用したもの

ウ 閲覧者の意思に反した動きをし、誤解を与えるおそれのある次のものがあるもの

(ア) 「はい」「いいえ」「開く」「閉じる」「キャンセル」など

(イ) アラートマーク

(ウ) ラジオボタン

エ 実際には機能しない次のものがあるもの

(ア) テキストボックス(テキスト入力が可能に見えるもの)

(イ) プルダウンメニュー(下部に選択肢があるように見えるもの)

オ ア～エに掲げるもののほか、広告の表現として適当でないと認められるもの

6 その他

この仕様書に定めのないものについては、別途協議するものとします。

問い合わせ先

〒300-0045

土浦市文京町9番2号

土浦市立図書館新図書館開設準備室

電話 029-822-3398